

干汐漁港（広島県尾道市）

●地域の特徴

干汐漁港は、尾道市市街地と尾道水道を隔てた向島の南東に位置する。地区の漁業は、刺網、釣り、採貝（潮干狩りを含む）が主に営まれている。向島を含む尾道市には日本遺産になっている寺社仏閣や、数々の映画の舞台になっている場所がある。

●取組に至った背景

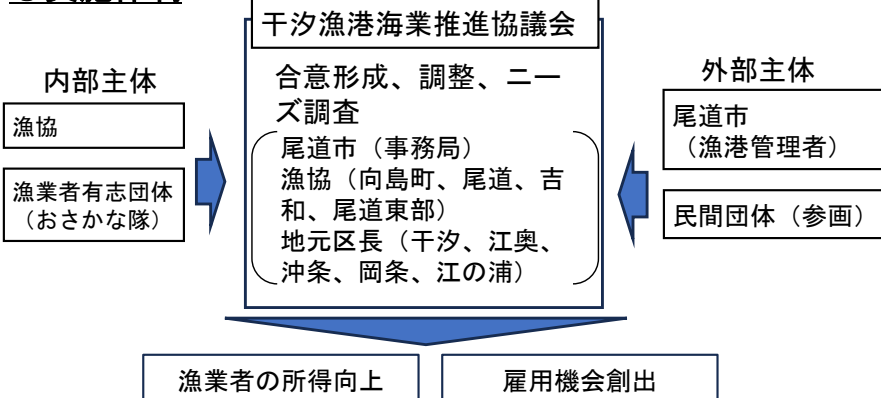
高齢化や後継者不足が深刻化している。また、近年の漁獲量の減少によって漁業所得の低下が課題となっている。そうした中、近年、当漁港周辺の漁業者が「向島おさかな隊」を結成し、小規模ではあるが、地魚の直売を開催している。

そこで、漁港施設等活用事業を活用し、地元の水産物等を直売・飲食する事業を漁港内で展開し、水産物の消費拡大につなげる取組を推進する。

●取組の概要

- ・活用類型：飲食・販売
- ・立地特性：観光地隣接
- ・施設の状況：遊休用地を活用
- ・活用施設：漁港施設用地
- ・取組内容：干汐漁港で水揚げされる水産物を中心とした販売・飲食の提供

●実施体制



●活用推進計画の概要

- ・計画策定（予定）日：令和8年度（予定）
- ・実施（予定）期間：30年間（予定）
- ・漁港管理者：尾道市
- ・事業目的：地元水産物の消費増進
- ・事業概要：地元の水産物等を直売・飲食する事業を漁港内で展開し、水産物の消費拡大につなげ、漁業者の所得向上や地域の雇用機会の確保を図る。

位置図



干汐漁港

出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）



直販施設イメージ



期待される成果・効果（直販・食堂事業）

（定量的効果）

- ・直販・食堂施設 利用需要の試算 年間利用者数 40千人 総売上 104百万円

（定性的効果）

- ・域内での水産物消費拡大、観光地として魅力の増大、賑わいの創出

干汐漁港（広島県尾道市）

●参考情報

- ・水産庁 漁港施設等活用事業の推進に関する手引き（案）
- ・先行実施されている漁港における「活用推進計画」や実践内容

●活用推進計画策定のプロセス

令和7年4月～	令和7年9月～	令和7年12月～	令和8年2月～	令和8年2月～
現状把握・課題整理	ニーズ調査・関係者協議	海業の方向性検討	計画書（案）作成	関係機関調整
・現地調査 ・ヒアリング調査（漁協・漁業者へ利用状況把握） ・サウンディング調査（ニーズ把握等）	・ヒアリング調査（直売施設） ・観光動向調査（向島への観光・海業ニーズの把握） ・協議会開催	・協議会にてこれまでの調査結果を踏まえ、方向性を検討	・活用推進計画（案）の記載内容の整理 ・協議会にて内容の合意形成	・水産庁・関係者協議 ・財産処分、漁港施設用地利用計画、貸付契約手続き等

計画公表予定
令和8年度中

●合意形成・関係者調整

- ・関係者として、漁業協同組合（向島町、尾道、吉和、尾道東部）、地元区長、尾道市、地元釣りクラブ、向島おさかな隊など幅広い主体が参画した。
- ・令和6年度に3回（7月・11月・2月）、令和7年度に2回（12月・2月）の干汐漁港海業推進協議会を開催し、継続的な意見交換を実施した。
- ・協議会では、漁港利用者へのヒアリング調査結果を踏まえて漁港利用のゾーニング案を作成し、関係者間の利害調整を進めたことで、大きな対立なく合意形成を図ることができた。令和8年度を目途に活用推進計画の策定に向け、財産処分等の確認を進めている。

●課題（原因分析を含む）及び今後の対応方針

- ・活用推進計画策定のため、令和6年度計画を基にサウンディング調査を実施したところ、各事業者からスモールスタートが重要との意見があり、令和7年度にて計画の方向性を見直し、修正を行う必要があった。
- ・活用推進計画は現在、財産処分の手続きを進めており、策定には至っていない。また、想定している事業の候補者も未定であるため、計画策定後は公表を行い、参画する事業者の確保が課題となっている。

●他の漁港管理者へのアドバイス

- ・海業の取組を円滑に進めるためには、地域で中心的な役割を担うキーマンを早い段階で見つけ、協議会のメンバーとして参画してもらうことが重要である。また、事前に漁港施設用地の利用状況や補助金利用などの関係を確認し、財産処分が必要な用地かどうかを把握しておくことで、その後の手続きを円滑に進めることができる。